

令和3年 第2回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和3年2月15日(月)午後1時30分 みをつくし文化センター 2階 大研修室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保
松尾康弘 横井利治 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純
藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 小柳守弘

欠席： 伊藤安子 鈴木要

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 石田潤司 齋藤和也 河村幸一郎

吉山和志 渡邊光二 加茂真也

山下文彦(農林水産担当部長)

4. 審議事項

第7号議案 農地法第3条の規定による許可について

第8号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について

第9号議案 農地法第4条の規定による許可について

第10号議案 事業計画変更承認申請について

第11号議案 農地法第5条の規定による許可について

第12号議案 買受適格証明願について(5条許可競売)

第13号議案 非農地証明について

第14号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について

第15号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報第11号 買受適格証明願について(5条届出公売)

報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第13号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について

報第14号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について

報第15号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について

報第16号 農地の地目変更登記に係る報告について

報第17号 浜松市公職選挙に係る事務に関する協定について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和3年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数23名のところ21名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、欠席委員は、議席番号22番伊藤安子委員、議席番号24番鈴木要委員です。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆様、こんにちは。午前中は大変な雨が降りまして、気温の変化も激しいので体調にはご注意くださいと思います。

先程認定農業者協議会の会長からお話がありましたが、農業委員会としても人・農地プランへの取組は非常に重要な使命だと思っています。そのために何が最も大事かという、地域や地区で問題点を話し合うことで、その結果は後からついてくるものだと思っています。ただ、今年はコロナという不測の事態がありましてなかなか思うようにいなくなってしまうと思いますが、感染症対策をしっかりと行った上で、地域での話し合いができたらいいと思っています。当然、各地区調査会の皆様の判断で進めていただけたら結構なのですが、私としては認定農業者協議会の皆様と協力して話し合いをしていきたいと考えていますので、ご了承いただきたいと思います。

話は変わりますが、第3回の総会についてです。後程事務局から説明があると思いますが、3会場に分かれてリモートで行う予定です。一般企業では取り入れている企業も多いと思いますが、農業委員会でも行っていくということです。ただ、毎回リモートで行うということではなくて、まず試験的にやってみようということです。浜松市はデジタルファースト宣言をしております、あらゆる部門でデジタル化が進んでおります。私たち農業委員会でも、好むと好まないに関わらず徐々にデジタル化が進んでいくところです。簡単などころで言えば、会議の案内がメール等で行われるように、今後なっていくかもしれません。実のところ私はメールでやり取りすることも多いです。他には、皆様に毎月提出していただいている活動報告書ですが、私はエクセルファイルに打ち込んでメールで送付しています。そのようにデジタル化が進むと、農業委員会でも審査をAIが行うようになるかもしれません。もちろん急にとということではなく、徐々に進んでいくと思いますが、ぜひ皆様もご自分なりに勉強していただいて対応ができるよう準備していただくと嬉しく思います。以上のような私なりの見解を聞いていただきまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

会長 それでは只今から、令和3年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 23 番の小柳守弘委員、議席番号 1 番の松澤崇委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 1 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 21 番外 13 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 9 件、贈与に係る案件が 2 件、使用貸借権に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 2 件でございます。

それでは説明いたします。

議案 1 ページ、地区「神久呂」、整理番号 22 番をお願いします。譲受人は西区大久保町の■■■■、■■■■です。■■■■は、伊左地町、大久保町でネギ、ほうれん草を耕作しております。この度、営農地に近い申請地を購入し、規模拡大を図るため申請にいたったもので農地取得後はネギを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「中瀬」、整理番号 31 番をお願いします。使用借人は昨年 12 月、■■■■に新たに設立された■■■■、■■■■です。代表取締役の■■■■さんは、運送会社を定年退職後、新たな就業場所として農業に関心を持ち、元勤務先の後押しを受けながら、定年退職後の就業場所の確保や障がい者の雇用創出を通じた地域貢献を目的とし、農地を法人として使用貸借するため申請にいたしました。農地借用後は、白菜・大根といった露地野菜から柑橘類まで、多品目を作付けしていく計画でございます。この案件は、農地法第 3 条第 3 項の規定による一般法人の許可に該当するため、毎年、耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 湖東地区調査会で協議の結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 細江地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高井 引佐地区です。問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会です。先程事務局から説明がありましたが、31 番の案件について、■■■■■という会社の OB たちが設立した会社ということです。赤の他人との所有権の移転ではなかったので問題なしとしましたが、事務局の説明のとおり、毎年耕作状況を報告してもらおうということを、念を押して確認しました。それ以外は問題ありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(水崎委員 挙手)

議 長 はい、水崎委員。

水 崎 先程特に問題なしと報告しましたが、整理番号 33 番については営農型太陽光発電を行いたいということで、2 回程計画を見直すよう指導した上で、営農の見込みがあると確認できましたので、問題なしとしました。

議 長 はい、わかりました。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 8 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 田 今月の申請は、地区「春野」、整理番号 1 番外 2 件でございます。

それでは、説明いたします。

地区「春野」、整理番号 1 番は、■■■■■年 ■月 ■日付で別段の面積及び区域の指定が告示され、■■■■■年 ■月 ■日付で農地法第 3 条の許可を受けました。

地区「春野」、整理番号 2 番は、■■■■■年 ■月 ■日付で別段の面積及び区域の指定が告示され、■■■■■年 ■月 ■日付で農地法第 3 条の許可を受けました。

地区「春野」、整理番号 3 番は、■■■■■年 ■月 ■日付で別段の面積及び区域の指定が告示され、■■■■■年 ■月 ■日付で農地法第 3 条の許可を受けました。

つきましては、全ての案件について譲受人への所有権移転登記の完了が確認できたこ

とから、それぞれ別段の面積を春野地区の従来の基準である 2,000 m²に戻すためにご審議いただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 8 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 9 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 7 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

石 田 今月の申請案件は、地区「篠原」、整理番号 12 番外 1 件でございます。
転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 1 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 1 件でございます。なお、是正案件はありません。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 初めに、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議をしました。営農型太陽光発電の 2 回目の更新ということで、当初はミョウガを作っていましたが、うまくできなかったのを榊に変えたいということでした。遮光率を聞いたところ 95%ということで、本当に育つかと思いましたが、当初はミョウガならできるのではないかとということで始めたそうです。ただ実際にはうまく育たなかったため、榊に変えるという計画でした。事務局とも調整をしましたが、2 回目の作物の変更は簡単には認められないということを強く伝えた上で、調査会では問題なしとしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。
(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 営農型太陽光発電についてです。3 年が経過して更新という案件が出てきていますが、作物が育っていなくてもまた 3 年間の許可をするというのは、問題ないのでしょうか。また、10 年間の許可がされるものもあります。仮に、それもうまく耕作できなかったと

しても 10 年間の更新がされるのでは、それだけで 20 年間になってしまいます。何かしらの規制がされるべきだと思いますが、事務局どうでしょうか。失敗してもいいということでしょうか。

議 長 只今の質問について、事務局お願いします。

石 田 今回の更新案件について、当初の 3 年間はある程度ミョウガの収穫ができていたが、1 回目の更新の後の 3 年間では生育状況が悪くなったため、2 回目の更新に合わせて榦に変更するというものです。

当初のミョウガを作るという計画についても、農協から意見書が提出されており、育つ見込みがあるということで申請がされたという経緯があります。

(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 作物が育っていなくても更新を認めていくのかということを知っているものであって、そうなのであれば「できなかったけど、次はがんばります」ということでずっと続いてしまし、審議も何もなくなってしまうと思います。

議 長 只今の意見について、事務局お願いします。

木 下 今回は更新の申請ですが、毎年 2 月にも報告書の提出を受けており、耕作状況について事務局としては把握しております。今回の案件についても、ミョウガの生育状況が良くないということは把握しておりまして、事務局からも作物の変更を検討するよう打診したという経緯もあります。ただ、高井委員がおっしゃるような無計画な作物の変更ではなく、意見書や営農計画を審査し営農の見込みがあると判断されるものに限りたいと考えております。

(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 でも実際には許可をしていますよね。それは、失敗しても構わないですよと言っているようなものではないでしょうか。なので、考え方をしっかりと決めておかないとそういういった案件が次々に出てきてしまうと思います。

木 下 確かに当初ミョウガを作りたいとなった時、本当にできるのだろうか心配な面もありました。農協にも話を聞いて、ミョウガなら育つだろうと判断して許可がされました。その後、当初の 3 年間については無事に育っておりました。

市内でもミョウガでの営農型太陽光発電は何ヶ所かありまして、その内の半数以上はすでに作物を変更しております。

当初は事務局としても心配な面はありましたが、ある程度年数や件数を重ねまして、例えばミョウガならこういった場合に育つ、こういった場合は育たない、榦なら年間どれくらい育つといったデータも揃いつつありますので、今後の新規で始められる方、または更新される方に対し、より適切な指導を行っていきたいと考えております。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 高井委員がおっしゃっていることは、農業委員会としての関与が不十分ではないかということに繋がると思います。私もこういった案件に何件か関わってきておりまして、思うことがあります。それは、常に現地をよく見ておく必要があるということです。事務局に限らず、最適化推進委員や調査員を含めた地区調査会が機能して適切な指導ができるか、という点にかかっていると思います。そういった意味では、今回の件はその点が不十分であったと考えざるを得ないと思います。そのことを農業委員会の中で共有して、調査会が機能するような環境を整えていく必要があると思いますので、事務局の皆様にはご配慮をお願いしたいと思います。

今回の件については、都田地区調査会では問題なしとされたということですので、それをこの場で覆すというのはどうかと思います。必要なのは、あちらの調査会では良くくて、こちらの調査会では駄目だということにならないようにすることだと思います。

議 長 高井委員はよろしいですか。

高 井 納得がいかないところはありますが、調査会で問題なしとしてこの場に挙がっているということなので今回はこれ以上言いませんが、どこかで制限をかけるべきだという考えはあります。このままでは、一度許可されてしまえばこちらのものというか、のらりくらりと続けていくというようなことが増えてしまうと思います。事務局には何かしらの対応をとってもらいたいと思います。

議 長 只今の件については私から事務局に指示し、委員の皆様からこのような質問がなく議案の審議ができるようにしていきたいと思います。

議 長 その他ございますか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 会長にお願いしたいことがあります。もちろん事務局は業務として行っていますが、問題なのは調査会の機能をどうやって充実させていくかということだと思います。これには正副会長の関与が非常に重要だと思います。よく会長がおっしゃることですが、地区によって調査会の質が違うというか、地域性もあって状況が違うということがあると、そうするとこのような事態になってしまうので、できるだけ同水準での調査会運営がされるよう、正副会長にはご指導をお願いします。

議 長 調査会での審議について、しっかりと説明ができるようにした上で、この場に臨んでいただくようお願いします。

議 長 その他ございますか。
(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第9号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第10号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から

説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 田 今月の申請は、許可期間を延長する「目的変更」が 1 件でございます。

地区「三方原」、整理番号 3 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [] です。申請地は、浜松啓陽高校の [] 約 [] km に位置する農地です。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、申請地近隣での水路補修工事のための仮設事務所の設置や資材置場として、令和 2 年 7 月から令和 3 年 2 月まで一時的に転用する計画でした。その後、関東農政局より追加工事の発注があり工事期間が延長されたため、令和 3 年 4 月末まで 2 ヶ月間の期間延長を申請するものです。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 10 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 11 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 11 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 85 番外 51 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅が 1 件、農業用施設が 2 件、自己用・共同住宅関連が 30 件、事業用の建物関連が 5 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 5 件、一時転用が 2 件、太陽光発電が 5 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 6 件、第 1 種農地が 6 件、第 2 種農地が 10 件、第 3 種農地が 30 件でございます。なお、是正案件はありません。

なお、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 11 ページ、地区「長上」、「笠井」、整理番号 85 番をお願いします。

東区上石田町、笠井新田町、恒武町の田畑 15 筆、10,479 m²について、倉庫を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。中区高丘西に浜松の拠点を置いておりましたが、賃貸借の契約が終了し、また、受注増加により施設の拡張が必要となったため、新たに倉庫を設けるべく申請にいたったものでございます。

申請地は、笠井協働センターの [] 約 [] km に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

事業計画は、倉庫、給油所、84 台収容の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。排水計画は、汚水、雑排水については公共下水道へ、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流、給油所につきましては油水分離層を設置し道路側溝へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「笠井」、整理番号 87 番をお願いします。

東区豊町の田畑 8 筆、9,584 m²について、砂利採取事業を行いたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、主に [] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請にいたったものでございます。

申請地は、浜松市立豊西小学校の [] 約 [] km のところに位置する農地です。申請地の農地区分は農用地区域内農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当します。

本事業は、申請地の内 6,268 m²を砂利採取場、3,316 m²を表土置場として使用する計画であり、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 4,989 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 29,488 m³を予定しております。

工事期間中は、5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐために堰堤を設けること、外周には防護柵、鍵付きの門扉等の設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者が水稻、キャベツ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けていること、

地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「神久呂」、整理番号 97 番をお願いします。

西区大久保町の畑 2 筆、3,656 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、主に [] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に賃借権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、浜松市立神久呂中学校の [] 約 [] m に位置する農地です。

農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、525W の太陽光パネル 1,004 枚を設置し、発電能力が 527.10kW とする発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地の周囲にはフェンスと土堰堤を設置する計画であること、雨水は土側溝と浸透枿を 3 ヶ所、敷地南側にも溜枿を設置し自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を令和 2 年 3 月 23 日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議	長	それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
議	長	初めに、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
中	島	蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
議	長	調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
田	中	積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議	長	続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
原	田	入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
袴	田 正	湖東地区調査会で協議の結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
松	尾	庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
横	井	篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 細江地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 引佐地区調査会、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会ですが、協議の結果特に大きな問題はありません。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 2点伺います。私の地区でも似たような課題、案件を抱えていますので伺います。

85番、長上地区の1haを超える案件です。私の地区では、相談を受けて検討をしているところですが、地権者に認定農業者がいるということがわかりました。こういった案件を審査する場合には、その存在をどう取扱うかということが課題であると感じています。そこで、長上地区のこの案件では認定農業者がいたかどうかということ伺いたいです。

2点目ですが、87番の笠井地区の案件です。砂利採取を行うということで、事務局の説明によれば、農地復元後は水稻やキャベツを耕作するということです。以前小杉委員からもお話があったと思いますが、砂利採取後に畑に復元するとなるとかなり難しい技術になると思うので、その点についてどのような議論がされたかを教えていただきたいです。

議 長 それでは、まず中島委員お願いします。

中 島 森島委員のご質問ですが、申し訳ありませんが調査会では確認しておりませんでした。

森 島 はい、わかりました。

議 長 事務局から補足があればお願いします。

木 下 申請地と周辺農地の地権者には、認定農業者はいらっしゃいませんでした。

- 森 島 わかりました。
- 議 長 87 番の砂利採取の件ですが、私から説明いたします。
こちらは聞き取り案件として、事業者の方に調査会にお越しいただきました。従来の説明以外に、2 点を私から強く質問とお願いをしました。
1 点目は、埋め戻しに関して、私や調査員、事務局職員で何度か現場を確認させていただいたので、その際には説明をしてもらいたいという依頼をしました。
2 点目ですが、水田について担い手を確保してあるかということを確認しました。回答としては、確保してあるということでした。また、畑についても、しっかりと耕作をするということでしたので、それを信じまして問題なしとしました。
- 森 島 今回の申請者もそうですが、しっかりと要請をすれば応えてくれるものだと私は考えております。そういった意味では、以前小杉委員から浜北の砂利採取についての報告があって、1 つの方法として示されたので、ぜひそれを生かしていただきたいと思います。
また、私の地区の案件についてですが、先程の報告では大きな問題はなかったと言いましたが、議論になったのは 131 番のドライブインを作りたいという案件です。ドライブインを作ること自体は問題ないと思いますが、その 300m から 400m 先で認定農業者が長ネギを作っています。長ネギを作ったことがないので詳しくはわかりませんが、堆肥や農薬で何か影響があるかもしれません。そういったことを承知しているか確認しましたが、あまり頓着がないように見受けられました。農業振興地域に進出する以上あり得ることだということをお伝えして、ご理解をされたようだったので、問題なしとしました。農家とのトラブルを事前に防ぐためにも、このように伝えることは必要であると思います。
- 議 長 その他ございますか。
(その他発言なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第 11 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 12 号議案「買受適格証明願について (5 条許可競売)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木 智 それでは、議案 19 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)
- 加 茂 今回の買受適格証明願は競売にかかる案件 1 件でございます。
農地の競売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第 33 条により定められています。これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明書が交付されます。
それでは、地区「中ノ町」、整理番号 1 番について説明いたします。

こちらは静岡地方裁判所により競売にかけられている案件です。入札日時は令和3年2月10日午前8時30分から同月17日午後5時まで、売却決定は3月17日です。願出人は、[]にて[]を営む法人です。願出地は、東区役所の[]約[]mのところ
に位置します。農地区分につきましては、東区役所を中心に半径600m以内の、宅地面積の割合が40%を超える区域内にある農地であることから、第2種農地であると判断いたしました。

事業計画は、事業用資材置場と7台収容の駐車場を設けるものであり、雨水排水は、敷地内で自然浸透させる計画となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えられるため、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 私も十分に理解していないので教えていただきたいです。今回裁判所の競売に法人が参加し農地を取得するということですが、そういった競売に限ってはいわゆる一般の法人でも農家資格を認めるということですか。

議長 長 はい、事務局。

加茂 今回の案件については、耕作目的で農地を取得しようとするのではなく、農地以外のものに転用しながら権利を移転したいというものです。仮に落札された場合には、その後5条の許可申請が必要になりますので、その許可見込みについて事前にご審議いただくものです。

森島 農地転用しても問題ないかどうかということですね。わかりました。

議長 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議長 長 それでは採決いたします。第12号議案「買受適格証明願について(5条許可競売)」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、第13号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案21ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

加茂 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号6番、1件でございます。

それでは説明いたします。

地区「天竜」、整理番号 6 番、申請地の周辺には山林が広がり、陽があたらず耕作困難になったことから、昭和 15 年頃に植林されたものです。

つきましては、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 13 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 14 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 23 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

加 茂 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 1 番、1 件でございます。

それではご説明いたします。

被相続人は、■■■■年■月■日に亡くなられた、■■■■さん、相続人は、東区中田町にお住いの、子の■■■■さん、82 歳です。申請地は東区中田町■■外 12 筆で、特例農地の面積は、申告時、現在ともに 6,018 m²です。現地調査をした結果、水稻、ニンニク、梅等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 14 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 15 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 25 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 田 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 2 年度第 11 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 3 年 2 月 19 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」

をご覧ください。合計 255 筆、249,688.60 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 11 筆をはじめとして、計 22 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 23 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、25 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 4 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。伊豆の国市で多品目の野菜を栽培している■■■■さんのもとで研修を行い、今回の申請にいたしました。北区三ヶ日町佐久米■■番■■外 3 筆の畑、計 1,086 m²を借り受けて枝豆、さつまいも、玉ねぎ、みかんの栽培を予定しております。

次に、5 ページの 1 番、2 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。農地所有適格法人の■■■■でキャベツ栽培を学び、今回の申請にいたしました。西区大人見町■■番外 1 筆の畑、計 1,687 m²を借り受けてキャベツの栽培を予定しております。

次に、5 ページの 3 番、4 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。新津、篠原地区で営農している■■■■さんのもとで研修を行い、今回の申請にいたしました。北区三方原町■■番■■外 1 筆の畑、計 2,519 m²を借り受けて馬鈴薯、さつまいも、なすの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 4 番から 10 番をご覧ください。■■■■です。現在、主に北区引佐町、根洗町でみかんの栽培をしている■■■■さんが平成 9 年 6 月に設立した会社で、営農規模の拡大を図るにあたり、従業員の雇用及び経営を安定させていくために経営主体を個人から法人へ移していきたく、今回の申請にいたしました。北区引佐町金指■■番■■外 6 筆の畑、計 4,511 m²を借り受けてみかんの栽培を予定しております。

次に、9 ページ 1 番から 3 番、17 ページから 21 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 60 筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 15 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原

案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、報告事項の第8号から第17号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 (報告事項)

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森島 ・認定農業者協会との連携について

・営農型太陽光発電について

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

齋藤 ・要望活動について

・農業委員、最適化推進委員の公募について

・西部地区農業委員会研修会について

鈴木智 今後の会議予定

・第3回浜松市農業委員会総会（リモート開催）

日時 令和3年3月15日(月) 午後1時30分～

場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

北区役所 2階 21会議室

浜北区役所 3階 第1会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これもちまして、第2回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後2時40分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和3年2月15日(月)

会 長 松島 好則

委 員 小柳 守弘

委 員 松澤 崇